

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令の番号	昭和26年法律第45号		
不利益処分の種類	社会福祉事業経営者の制限等	根拠条項	第72条第3項		
処 分 基 準	<p>許可を受けずして第1種社会福祉事業又は第2種社会福祉事業を經營する者に対して、社会福祉事業を經營することを制限し、又はその停止を命ずることができるのは、社会福祉法第72条第3項に規定する次の事由による。</p> <p>1 当該経営者が、その事業に関し不当に営利を図っていること。</p> <p>2 福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為をしたとき。</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処 理 機 関 長寿社会課	交 付 機 関 長寿社会課	目次 NO